

宮城県婦人会館 管理運営実績（見込）額（令和４年度～令和８年度）

【収入】

（単位：千円）

区 分		令和４年度～令和８年度					令和9年度 （見込）	備 考
		令和4年度 （実績）	令和5年度 （実績）	令和6年度 （実績）	令和7年度 （実績）	令和8年度 （予算）		
収入	県の指定管理料	13,675	13,675	13,675	13,675	13,675		
	利用料金収入	7,389	10,373	11,288	10,608	11,170	①	
	貸室事業収入	(3,974)	(4,460)	(4,723)	(4,312)	(4,900)		
	研修事業収入	(3,415)	(5,913)	(6,565)	(6,296)	(6,270)		
	自主事業収入	2,963	3,576	3,181	3,318	4,350	②	指定管理者の自主事業（研修，教室等）に係るもの
	その他の収入	183	183	103	206	205		財産関係収入
	補助金等収入	891	138	0	221	0		地方公共団体補助金収入
	雑収入	677	28	52	84	80		自動販売機，コピー機利用，受取利息等収入
収入合計（Ａ）		25,778	27,973	28,299	28,112	29,480		

【支出】

（単位：千円）

区 分		令和4年度 （実績）	令和5年度 （実績）	令和6年度 （実績）	令和7年度 （実績）	令和8年度 （予算）	令和9年度 （見込）	備 考
支出	人件費							
	職員給与手当等	13,095	13,659	14,350	13,692	14,624		
	福利厚生費	1,933	2,071	1,885	1,760	1,870		
	人件費計	15,028	15,730	16,235	15,452	16,494		
	管理費							
	光熱水費	397	387	363	334	363	③	光熱水費
	修繕費	0	0	414	458	490	④	施設，設備修繕料
	施設管理費計	397	387	777	792	853		
	運営費							
	研修事業費	3,587	6,186	4,745	4,356	5,052	⑤	研修事業に係るもの
	旅費	300	184	594	741	610		
	役務費等	1,240	1,105	1,427	1,465	1,476		通信運搬費，支払手数料，保険料等
	使用料	1,075	1,105	1,061	1,071	1,050		コピー機，電話機，パソコン等リース代
	租税公課費	743	737	1,361	1,378	1,276		法人税
	運営費計	6,945	9,317	9,188	9,011	9,464		
	自主事業							
	一般事業経費	2,382	2,130	1,512	1,611	1,688		研修事業以外の自主事業に係るもの
	事務費	646	530	844	704	730		事務用品等
	その他	421	550	236	227	251		
	自主事業計	3,449	3,210	2,592	2,542	2,669		
支出合計（Ｂ）		25,819	28,644	28,792	27,797	29,480		
収支（Ａ）－（Ｂ）		-41	-671	-493	315	0		

①から⑤は補足資料を参照してください。

※ 上記金額は、消費税相当額を含みます。

積算上の補足事項

【収入】

①利用料金収入について

利用料金収入のうち、貸室事業における収入は、第1研修室から第6研修室までの6室を貸し出した際の利用料金の合計となります。各研修室の利用料金の上限は、婦人会館条例に掲げられています。

各研修室の利用状況を想定し、収入額を見込んでください。

■婦人会館条例第12条で定める利用料金の上限は下記のとおりです。

	午前	午後	午前・午後	夜間	午後・夜間	全日	延長
定員51人以上 第1研修室	8,600	9,600	17,700	10,100	18,800	26,400	2,600
定員20人以下 第2～6研修室	3,400	4,500	7,500	4,800	9,000	11,700	1,200

「午前」は午前9時から正午まで、「午後」は午後1時から午後5時まで、「午前・午後」は午前9時から午後5時まで、「夜間」は午後6時から午後9時まで、「午後・夜間」は午後1時から午後9時まで、「全日」は午前9時から午後9時までとします。

②自主事業収入について

募集要項4頁第6「指定管理者が行う業務の範囲」の1(3)に明記されているとおり、一般教養の向上に関する自主的な研修や教室を行うこととしています。この収入はその際の受講料などの収入を指しています。設置目的を達成するための文化教室や各種研修など、指定管理者の特色ある、魅力的な研修を企画してください。

③光熱水費について

エアコンによる冷暖房となり、電気料金及び水道料金の確認方法については、子メーターを設置し、婦人会館分を算出しています。また、ガスは使用できず、共有部分の流しに、電気給湯器が設置されております。

④修繕費について

施設の修繕については基本的には宮城県教育庁文化財課分室が対応し、1万円以下（消費税及び地方消費税を除く。）の軽微なものや照明機器関係の消耗品などについては、指定管理者の対応となります。

⑤研修事業費について

募集要項4頁第6「指定管理者が行う業務の範囲」及び、別紙7「宮城県婦人会館管理運営業務仕様書」に記載されている研修業務に要する費用を見込んでいます。なお、令和4年度から令和7年度に係る「研修事業」「貸室事業」の利用実績は下記のとおりです。

	研修事業	貸室事業	合計
令和4年度	2,566	7,221	9,787
令和5年度	3,424	9,507	12,931
令和6年度	2,892	11,087	13,979
令和7年度	2,740	9,882	12,622